様式第四号（第五条第四号関係）

第　　号

令和　　年　　月　　日

印　鑑　登　録　抹　消　通　知　書

あなたの印鑑の登録を下記のとおり抹消しましたのでお知らせします。

記

１．印鑑登録番号

２．登録者氏名

３．抹消年月日

４．抹消事由

あなたの印鑑登録は上記理由により抹消されました。引き続き、印鑑登録が必要な場合には、改めて印鑑登録の申請を行ってください。

なお、この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、当自治体に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日から６か月以内に、当自治体を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日から６か月以内であっても、処分の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（お問合せ先）

＜　担当課名　＞

＜　住　　所　＞

＜　電　　話　＞